

(別紙) 子どもの居場所・生活支援事業立ち上げに対する補助事業の実施について

1 申請・交付時期について (スケジュールの例)

- 申請相談 随時
※あきた子ども応援ネットワーク (子どもの未来応援コーディネーター)
または秋田県地域・家庭福祉課までお問い合わせください。
- 交付申請 随時
- 交付決定 申請から 20 日程度 (交付申請までに書類が整備されている場合)
→決定後補助団体活動開始
※交付決定内容から以下のとおり変更する場合は、変更申請が必要です。
・経費及び事業量について、20%を超える増減があるとき。
・補助事業を中止するとき。
- 実績報告 事業終了後 1 か月以内又は令和 7 年 2 月末までに提出
- 補助金交付 実績報告検査終了後、請求書が届いてから 15 日程度
※協議により、必要に応じて概算払が可能です。

2 募集期間

令和 7 年 1 月申請まで (予算に達し次第募集終了)

3 対象事業

県内で新たに行う子どもの居場所・生活支援事業 (新規に活動する団体の場合は、1 年以上継続して定期的実施する見込みがある事業とする。)

※既に活動している団体が行う次の事業も対象とします。

- ・既存の拠点で行う新規の事業
(例：子ども食堂で、新規に学習支援事業を実施する。)
- ・新規拠点で行う既存の事業
(例：これまで開催していた地域と別の地域 (小学校区) で子ども食堂を開催する。)
- ・新たな拠点で行う新規事業

4 対象経費の例

- ・事業広報に係る印刷製本費 (チラシ・リーフレット・ポスター等印刷代)
- ・案内送付・連絡調整に係る通信運搬費 (事業経費であることを証明できるもの)
- ・事前打合せや当日の会場賃借料
- ・外部講師への謝金、ボランティア保険料
- ・子ども食堂開催のための食材、調味料の購入費
- ・学習支援の教材・テキスト代、コピー代等の印刷製本費
- ・感染防止のための消耗品の購入費
- ・制服リユース事業で使用するハンガーラックの購入費

※団体の運営経費は対象外です。

※不明な点をご相談ください。

5 その他

- ・他の補助金・交付金等との重複利用はできません。
- ・市町村で補助事業を実施している場合、当該制度の活用を優先します。